

令和3年 教育委員会第7回臨時会 会議録

日時 令和3年8月31日（火） 午後3時00分～午後3時50分
場所 教育委員会室（オンライン）

議事日程

第1 報告

【指導課】

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底、強化について

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育委員	金丸 精孝
教育委員	中川 典子
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（11名）

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長	赤海 研亮
学務課長	小原 佳彦
指導課長	山本 真
統括指導主事	田中 博

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

子ども総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

堀米教育長 | 開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は傍聴を許可すること
としますので、ご了承ください。なお、コロナウイルスの感染予防のため

め、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知おきください。

それでは、ただいまから令和3年教育委員会第7回臨時会を開会します。本日教育委員は全員出席です。今回の署名委員は中川委員にお願いいたします。

◎日程第1 報告

【指導課】

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底、強化について

堀米教育長 議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を子ども総務課長、お願いします。

子ども総務課長 はい、子ども総務課長です。本日幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、指導課長、学務課長、そして私の子ども総務課長です。オンライン出席をしている幹部職員は私が職名を読み上げますので返事の方をお願いいたします。それでは読み上げます。子ども支援課長。

子ども支援課長 はい、新井です。よろしくお願いいたします。

子ども総務課長 子育て推進課長。

子育て推進課長 はい、中根です。

子ども総務課長 児童・家庭支援センター所長。

児童・家庭支援センター所長 はい、安田です。

子ども総務課長 はい、子ども施設課長。

子ども施設課長 はい、赤海です。こんにちは。

子ども総務課長 九段中等教育学校経営企画室長。

九段中等教育学校経営企画室長 九段中等、大塚です。

子ども総務課長 はい、以上のとおり全員出席でございます。よろしくお願いいたします。

堀米教育長 はい、ありがとうございました。本日の会議資料のうち、校・園名と感染者数が記載された資料を教育委員にお配りし傍聴の方にはお配りしておりませんが、これらの資料につきましては取扱注意とさせていただきます。

出席理事者でこの資料を使って説明する場合は、具体的な校・園名について発言されないようご配慮をお願いします。

第1、報告に入ります。それでは、新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底、強化につきまして、これは指導課長でよろしいですか。

指導課長 はい。

堀米教育長 はい、説明をお願いします。

指導課長 はい、それでは新型コロナウイルス感染症の一層の徹底、強化について説明をさせていただきます。お手元資料をご確認ください。本件につきま

しては、8月23日付で各学校・園に周知依頼をしたところではございますけれども、改めて8月24日に東京都教育委員会の方より通知がきましたので、それに伴いまして新たに8月27日付で各学校・園に周知をしたところとなります。内容につきまして、前回8月23日付の通知との変更点についてを中心にご説明申し上げます。資料めくっていただきまして、4枚目以降、別紙をご覧ください。

今回は細かい点も含め、多くの変更点がありますけれども、詳細については、こちら別紙ご確認いただくとして、大きな点の変更点のみご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず別紙1枚目の表面です。学校・園運営の基本方針のところになります。丸印2つ目。9月1日から3日までの期間においては午前短縮授業。この期間に昼食を予定している場合には、昼食をとってから下校というような形ですけれども、第1週1日から3日までの3日間につきましては、午前短縮授業を行うこととしております。主な目的といたしましては、児童・生徒の健康状態の把握、そして適切な対応を目的とした午前授業というような形となります。

9月1日から3日の期間におきましては、今説明をさせていただいております。その下になりますけれども、それ以降、6日以降につきましては、学校・園の校長、園長の判断のもと各校・園の状況に応じて必要であると判断した場合には、短縮授業等を実施することができ、その旨教育委員会に報告をするというような記載をさせていただいております。

丸の3つ目、いずれにいたしましても、当面の期間はオンラインを活用するというような記載をさせていただいております。

別紙資料めくっていただきまして、基本的な感染症対策の実施についての(1)①健康観察の実施について、説明をさせていただきます。資料、大丈夫でしょうか。はい、①健康観察の実施についてということで、丸の2つ目、当面の間、これは学校の方に送付しておりますけれども、教育委員会指定の様式を活用して各学校・園から出欠席の状況を毎日教育委員会の方に報告をしていただくこととしております。それを教育委員会の方で集約をいたしまして、学校への出欠状況について毎日確認をしていきたいというふうに考えております。②マスクの正しい着用、③教室における密集の回避、④消毒換気、消毒等の徹底。次のページになりますけれども、⑤感染予防に関する指導。この辺りも前回の通知よりも少し詳しい通知の作り付けとしておりますので、ご確認いただければと思います。

(3)教職員等の健康管理の徹底の追記の部分、正しいマスクの着用方法についてということで、都の通知にも記載がありましたけれども、ここにつきましては厚生労働省のホームページ等を確認していただき、正しいマスクの着用方法について徹底をしていただくというような記載としております。

下の方に移りまして、教育活動に関すること。(2) オンライン学習等への準備及び実施について、というところの下の方になります。こちら対面指導とオンライン学習を組み合わせる実施をするということで表現をしております。また、下の方Teamsを活用したオンライン学習等の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めることというような記載を加えさせていただきますいております。

(3) 各教科等の指導内容等につきましてですが、丸の1番下、ICT端末等を活用して話し合い活動等を実施するなど、感染リスクのさらなる低減を図るということで、学校内において話し合い活動をするときにもICT端末を活用していただくなどの工夫をするような記載にしております。

1つ飛びまして(5) 児童・生徒等への個別の配慮。この下に出欠の扱いについての記載がございます。感染症不安による登校できない児童・生徒等についても、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことが出来るということで記載をさせていただきます。

最後(6)になります。こちらは学校行事等になります。2学期以降、各学校・園におきましては、体育的行事・文化的行事の予定がされておりますけれども、学年別の分散実施など方法・内容等について工夫をする。実施の際には、外部からの来場者、これは保護者を含むということになりますけれども、外部からの来場者は入れずにオンライン配信等を活用する。幼稚園・こども園につきましては、10月の中旬ということもありますので、感染状況等の推移を注視しながら、今後決定していきたいというふうな記載となっております。簡単ではありますが、私からの説明は以上です。

堀米教育長 ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底、強化について、8月27日付の千代田区教育委員会の発出した資料で説明をしていただきました。このことについてご質問等ありましたらお願いをいたします。はい、金丸委員。

金丸委員 これを見ますと、オンライン学習について、その感染者や濃厚接触者等の状況の中で出席できない人に対してオンライン学習をすると書いてありますけれども、オンライン学習をする学校側の準備はきちんとできているのでしょうか。

堀米教育長 はい、指導課長お願いいたします。

指導課長 はい、指導課長です。ご質問ありがとうございます。この点につきましては今回に限らず、これまでも有事に備えて準備をしておくよということで、事あるごとに学校の方にはお話をさせていただいているところで、小学校、中学校、何人かにお話を伺ったところでは、学校としては準備をしているということで、若干の程度の差、当面は出るかもしれませんが、できるというところで考えておりますし、逆にこれはやっていただかないと我々としても困るというふうに考えております。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。この間も説明があったと思いますが、明日からの学校のICT関係の予定を、もう一度指導課長からよろしく願いたいと思います。

指導課長 はい、指導課長です。明日からも欠席者、コロナ不安も含めてということで、何人か学校の実情によりますけれども、いることも想定されますので、例えばなんですけれども、授業の際に教卓にタブレットを置き、それぞれの家庭でも授業の様子、教師の指示、あるいは板書等がわかるような状況で、家庭でもある程度の授業は受けられるというようなことで、授業を展開していただきたいというふうに考えております。

堀米教育長 具体的にありがとうございました。他にございますでしょうか。中川委員、どうぞ。

中川委員 それに関してですけど、タブレット、リプレースしていたと思うんですけど、それが全員に渡るのはいつなんでしょうか。この対策をとって、いろんなことをするまでに間に合うんでしょうか。

堀米教育長 はい、指導課長お願いいたします。

指導課長 はい、ご指摘ありがとうございます。こちらの方もちょうどそういったタイミングと重なってしまったというようなところがあるんですけれども、現時点でもうお子さんたちのタブレットは学校にございます。顔認証の登録をしなければいけないというような手順が1つありまして、登校して来たときにその登録をする、もしご欠席の場合には、まあ例えばですけれども放課後にちょっと来てもらって、教員が補助しながら顔認証するというようなところは1つ残っておりますけれども、その登録さえ済めば使えるような状況になっております。

堀米教育長 ありがとうございます。他にご質問ございますでしょうか。金丸委員どうぞ。

金丸委員 今の点なんですけども、最初に必要になってくる状況というのは、この指示書に従ってもですね。感染している子、それから感染の濃厚接触者という子たちですよね。その子たちに対しての顔認証の手続きって、おっしゃられるようにスムーズにできるんだろうか。どんな形でやる予定なんだろうかというのは、ちょっと心配になりました。

堀米教育長 この点について、指導課長お願いいたします。

指導課長 はい、ありがとうございます。顔認証につきましては、どうしても児童・生徒、お子さんご本人でないとできないというようなところがございますので、いずれかの折に学校に来てもらって登録をするというようなことをせざるを得ないかなと。場合によっては、教員が行ってということもあるかもしれませんが、いずれにしてもご本人が登録をするというようなことが欠かせないかなというふうに思っております。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。

金丸委員 それをやったときに、教員が行くにしても子どもたちに来てもらうにしても、そこで教員が濃厚接触者になるということは心配しなくてよろしいでしょうか。

堀米教育長 はい、指導課長お願いいたします。

指導課長 後ほど説明させていただいてもよろしいでしょうか。大変申し訳ございません。

堀米教育長 顔認証までの間、今までのパスワードが使えるようにも聞いていたんですがそれはいかがでしょう。

指導課長 1ヶ月ぐらいはこれまでのIDが使えるという話も出ておりますので、改めて確認させてください。申し訳ございません。

堀米教育長 今聞いております。陽性者だと来させるわけにも、教員が自宅へ行くわけにもいきませんので、その辺のご心配だと思いますが、それでは他にはございますでしょうか。

金丸委員 余分な心配なんですけれども、この前NHKかなんかでやっていましたけれども、さいたまかなんかの学校でリモートのできるような体制で、今先生方が動いているという中で板書をうまく映せないというか、字が小さすぎて読めないとかですね、いろんな問題が起きているようなことが出ていたんですけども、例えば板書ではなくて、資料の共有みたいな形にして資料を出すとか、そういうノウハウをつけておかないと難しいのかなと、要するに書いておいて、それをタブレットで映すようなことやっているのと、時間的にはすごく無理があるし、その大きさがどうで読めるか読めないかっていうのは、実際にはタブレット見てみないとわからないという、そういう問題もあるようなことを感じたのですが。

堀米教育長 はい、わかりました。その対応についても、もうできているかと思いますが、それを含めて先ほどの問題と2点、指導課長の方でよろしく願いします。

指導課長 はい、今ご指摘いただきました問題、おっしゃるとおりのところでもございますので、各学校で授業をする際にはそのあたりも配慮しながら、やっていく必要があるのかなというふうに考えておりますし、プリント等についてはTeamsを通して配布することもできますので、そういった活用もしていただく必要があるかなというふうに考えているところです。

それから大変失礼いたしました。先ほどご指摘いただいた点ですけれども、顔認証でなくても1ヶ月、9月末まではこれまでのパスワードで入れるというような確認が取れました。大変失礼いたしました。

堀米教育長 以上2点、ご質問についての回答ございました。何か補足するところがありますか、指導課長の方で。

指導課長 はい、ありがとうございます。説明が不足していたところもあります。パスワードにつきましては、これまでのものではなくて新しいパスワードを渡せばそれで開けるということですので、顔認証しなくてもパスワードさえ伝われば使えるというようなこととなります。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。その点だけ訂正がございました。他にございますでしょうか。中川委員。

中川委員 本当に細かいことですが、厚労省からマスクの着用について、動画[http](http://)のアドレスが入っていたと思うんですけど、こちらの別紙の方にもアドレスを入れといた方がいいんじゃないかなって思うふうに思いました。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。指導課長お願いします。

指導課長 はい、ご指摘ありがとうございます。本当におっしゃるとおりかなというふうに思っています。今回につきましては、すでに8月27日付で通知をさせていただいてしまっているので、今後気をつけて配慮していきたいと思いますがよろしいでしょうか。

中川委員 それともう1点、園の方の問題なんですけど、1番最後の紙で園においては、保育の目的を考慮しながらも、というところで、幼児同士が近距離に接触する活動っていうのがありますけど、こども園には乳児もいますよね。だから乳幼児は、というふうに乳を入れといた方がいいんじゃないかなって思うふうに思っていたんですけど。

堀米教育長 1番最後のページの、園においてはという(3)の2つ下の丸ということですね。

指導課長 はい、ありがとうございます。確認できました。ありがとうございます。今後そこも含めて、対応していきたいと思います。

堀米教育長 はい、よろしくをお願いします。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 それでは次に、学務課からよろしいですか。

学務課長 はい、学務課長です。よろしくお願いいたします。指導課資料となっておりますが、学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付ということで、文科省の方から8月27日付で東京都経由で来ている資料でございます。これにつきましてはめくっていただいて3枚目になりますけれども、別添ということで、具体的に国の方でガイドラインを作成したということで送付されております。

よろしいでしょうか。別添、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(第1版)という資料でございます。これにつきまして先ほどお話ししましたが、国の方で定めたものでございます。具体はですね、次ページ以降も書いてございますが、その後4ページのところでございますが、学級閉鎖についてでございます。

4ページ目、こういう形で学級閉鎖についてガイドラインで国の方は定めております。丸1つ目の、○以下のいずれかの状況に該当し、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。ということ

で、①から④まで書いてございます。ただしですね。国の方がこういう形でガイドラインを定めておりますが、千代田区の場合は昨年の12月に教育委員会でもご報告させていただいておりますけれども、ガイドラインを定めてございます。そもそもこの国が定めたガイドラインを先程の別添1のところにも書いてございますが、各自治体で基準がある場合にはそれによって構わないということで、必ずしも国のこの方針に基づいて対応しろということを送ってきているものではないということでございます。

それを踏まえまして学級閉鎖も含めて、千代田区の状況、全国的にも感染者が増えてございますが、あと保健所の方も業務が逼迫していると報道もされておりますが、それを踏まえまして、健康推進課の課長の方に確認させていただきました。千代田区においては学級閉鎖等も含めまして、今までどおり学校への濃厚接触者の対応だとかPCR検査の対応も含めて、今までどおり保健所の方で対応していただけるということで確認してございます。学級閉鎖につきましても、①にも複数という形で、2人以上出た場合にすぐ学級閉鎖というふうになってございますが、あくまでも区のガイドラインに基づきまして、保健所、あるいは学校医とも相談しながら、個別に学級閉鎖につきましては、判断は教育委員会、学校でしていきたいというふうに考えてございます。かなり雑駁でございますが、そのような形でご報告させていただきたいと思っております。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。いわゆる陽性者が出た場合については、園長、校長、そして園医校医、そして保健所を交えて協議していくというような説明だったと思います。それでよろしいでしょうか。

学務課長 はい、おっしゃるとおりです。

堀米教育長 はい、このことについてご質問ご意見がありましたら。

はい、長崎委員お願いします。

長崎委員 これは児童・生徒が感染してっていう場合を想定されているのかなと思っていて、仮に教職員側が複数名感染したときに、どういう対応というか、何人以上いればその学校を普通どおり開けるのかとか、濃厚接触者になってしまった先生方が家から授業をするっていうところまでは想定されてないんですね。その辺の、極論ではありますけど最悪のパターンというか、ある程度考えておいてもいいのかなって思うんですけども。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。いろいろな状況が考えられる、生徒・児童だけではなくて教員もということなんですけど、こっちの方は指導課の方ですかね。教員の方の感染についてはいかがでしょうか。

指導課長 はい、指導課長です。ありがとうございます。教員の方の感染につきましては、感染してしまった教員にオンラインで授業するっていうのは、酷な話だと思うんですけども、学校ですとか規模によって教員が出てしまった場合にも、いわゆる補教等で別の教員が授業ができる体制が組めるのであればとか、中学校でいえば時間割変更が子どもたちにあまり混乱のない程度で可能であるとか、そういった範囲であれば子どもたちの学びを止

めないという観点で、できるだけ授業を続けるというようなところは必要かなというふうに思います。ただ、よほど感染者が多い、濃厚接触者も考えられるということであれば、それはそれでまた考えなければいけないと思うんですけども、できるだけ学びを止めないところでいきたいというふうに思っております。

堀米教育長 はい、そういった場合は、やはり校医や保健所とも相談しながら、教員の場合も協議していくというような形で考えますが、指導課長どうでしょうか。

指導課長 はい、ありがとうございます。教育長お話のとおり、関係機関と相談しながら進めていきたいと思っております。

堀米教育長 はい、他にご質問、中川委員どうぞ。

中川委員 今日の新聞なんですけども、学校現場のコロナ検査をめぐっては、学校に感染者が発生した時点で、各校の要請に応じて検査キットを送ると、次の日にはそれが届くようにするというので、文科省が7月以降大学や高校、特別支援学校に対してすぐに結果がわかる抗原検査の簡易キットを配布していたけれど、9月上旬からは小中学校や幼稚園などにも配る方針で、具合が悪くなった教職員や小学校4年以上の子どもが使うことを想定しているというような記事が出ていたんですけど、そういう抗原キットっていうのはお使いになるということ想定して、積極的にこれを取り入れていこうということは考えていらっしゃるのでしょうか。

学務課長 抗原簡易キットにつきましては、これは先ほど中川委員おっしゃっていますけれども、国からの通知、対応でございます。今回8月の終わりに調査がありまして、今までは、高校以上、大学ということで、対応していたんですけども、今回幼稚園、あるいは小学校、中学校の基本的には教職員対象ということで調査が来ております。国の方からいくつぐらい必要ですか、ということで全国の自治体に調査がありました。千代田も希望するというので回答はしたんですけども、結果的には各自治体の状況に応じて国がもう数を決めていまして、9月中には配布されるということになってございます。先ほど小学校4年生以上も使おうと思えば使えるということになってはいるんですが、誰でもできるというわけではなくて、まずはその使用方法について教員が研修を受ける必要があるという条件もございますので、これにつきましてもまずは配布はされますけれども、各学校に一律に配ってしまうということではなく、研修も含めて例えば学校の養護教諭の先生とかいらっしゃいますので、確認した上で、もし使うのであれば対応するというので考えておるということでございます。

ただ基本的には、東京都や国の通知の、教職員が休んだ場合っていうお話ありますけども、基本的には出勤しないというのが、そういう考え方ですので、非常に具合が悪い場合には出勤せずに、出勤後熱がある、コロナの症状がある場合はその簡易キットを使って判断したらどうかというよう

なことで通知が来ているということでございますので、そんな形で考えているということでございます。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。要は、子どもも先生も具合が悪かったら来ない、熱が出たらすぐ帰るが基本ということで、それを補完するような形なんですけどもできるだけそれを使わないような早期の対応というような説明だったと思います。

中川委員 早期な対応が1番大事ですよ。わかりました。ありがとうございます。

堀米教育長 他にございますでしょうか。はい、金丸委員どうぞ。

金丸委員 今お話にあったように、初期の対応が1番大切なんですけども、やっぱり一般人として考えた場合に、その菌を1番体から出してしまうときっていうのは、実は症状が全くない期間なんですね。そうすると、初期の症状が出たというときには、もうその何日か前からそういう状況にあるので、それに対して何か対応はないのかなということをや常に心配しております。

堀米教育長 はい。それについては濃厚者についてはPCR検査ということかと思うんですが、学務課長どうでしょうか。

学務課長 学校活動では基本的に、その検査をして陽性出た場合には、その2日前の状況を追うような形になってしまうので、PCR検査もそのときの結果でしかないんで、金丸委員おっしゃるように本来は事前にわかればいいんですけど、現状はちょっと厳しいかなというような状況です。

子ども総務課長 子ども総務課長です。コロナの感染症に関する事なので、ちょっとお話ししたいと思うんですが、ウイルスを外に出している場合にマスクを着用することによって抑えられるっていうところもあるので、やはり学校生活の中でも出来る限りマスクを着用し、お食事のときもマスクを外してお食事はするけれども、感染を拡大させないっていう取り組みが重要になってくるのかなというふうに考えます。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。基本的な対策はもう本当に変わらないと思うんですよ。しっかりと手洗いして、マスクを正しく着けるということであれば、濃厚接触者にもならないということもありますよね。その辺の基本的な行動をしっかりひとりひとり守っていく。まずこれが1番なのかなというふうに思っているんですけど、他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 じゃあ、この件については以上とさせていただきます。今日臨時会でございますが、教育委員さんから情報提供等ありましたらお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(なし)

堀米教育長 本日の教育委員会は以上をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。